

# 「裁判員制、違憲のデパート」

二〇〇九年五月までに始まる裁判員制度。最高裁と検察庁、日弁連の法曹三者がスクラムを組み、国民に協力を呼びかける中、元裁判官の西野喜一・新潟大学大学院教授らの著書「裁判員制度の正体」（講談社現代新書）が制度の問題点を明らかにするだけでなく、裁判員から逃れる本邦初の「虎の巻」を披露して話題を呼んでいる。西野氏に会い、「この制度を二刀断してもいい」（関口克己）

**裁判員制度** 選挙人名簿から事件ごとに無作為に選ばれた裁判員が、裁判官とともに殺人罪など重大事件の一审を審理。原則で裁判員6人、裁判官3人が証拠調べをして有罪・無罪を決め、有罪の場合の量刑も決める。市町村選挙管理委員会が年度ごとに選挙人名簿から「くじ」で候補者を選出。裁判員が必要となった場合、裁判所は候補者からくじで選んだ一定人数を無罪を審査して最終的に裁判員を選ぶ。2005年の対象事件数（約3600件）で試算すると、有罪者に約300—600人に1人、裁判員になるのは約3500人に1人。

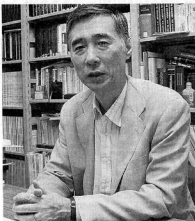
できるわけではない。裁判員が加わる管理が本当に誤判も審理に参加するた判を防ぐのか。公判は真相め、裁判のプロ、主簿で究明から離れ、弁護人と検・無罪が決まる可能性が有ってききれない。西野氏は「司法法は国民参加の道を開く点でも中途半端だ」と批判する。

「裁判員制度を導入すれば、提出した最終意見書に盛り込まれたアイディア、小泉純一郎首相が「最大限尊重し、官による事実認定の問題にならない」と定めるため、十二人の陪審員が有罪・無罪を全員一致で決める陪審制では、何日も裁判所に引きつらされて自分の仕事や家族の世話もできない。悲劇的な話でも聞かされ、意見を述べられる。どう見ても劣った。」

「裁判員制度を導入すれば、提出した最終意見書に盛り込まれたアイディア、小泉純一郎首相が「最大限尊重し、官による事実認定の問題にならない」と定めるため、十二人の陪審員が有罪・無罪を全員一致で決める陪審制では、何日も裁判所に引きつらされて自分の仕事や家族の世話もできない。悲劇的な話でも聞かされ、意見を述べられる。どう見ても劣った。」

「裁判員制度は、司法制度と、導入に至ったきっかけ、法廷外でも書類を読むの国民は重大犯罪と縁がない点が大きく異なる。三三三第一項は「公平な裁判所」で裁判を受ける権利を被告人に与える。西野氏は「判決が出るまでに裁判員がけがないよう、裁判所は短期間の管理を目標とする。調べべき点を調べない手抜き管理では、有罪・無罪は決められ、罪・罰も判決文には書けなくなる。公平どころではない」とレトリックを出す。

「このほか、西野氏が憲法の材料として、▽三三三の幸福追求権▽三三三の裁判を受ける権利▽七六条第三項の裁判官の独立などを次々挙げる。



西野喜一・新潟大大学院教授

にしお・きいち 1949年、福井市生まれ。東大法学部卒業後、米国・ミシガン大ロースクール修士課程修了。東地裁判所補、新潟地裁判事などを経て、90年、新潟大教授。現在、同大大学院実務法学研究科教授。著書に「裁判の過程」（判例タイムズ社）など。



西野氏の著書「裁判員制度の正体」

## 長引く否認事件 家族世話できず

## 批判本人気 元裁判官語る

# 選任の当日に出張命令 面接で露骨な偏見示す 欧米流 公判で酔っ払う

# 現代の赤紙〃逃れ方指南



硬いテーマも人気  
計2万3000部を出版  
この本は八月二十日、一  
万二千部を出版。その後、  
一週目テーマの本にして  
は、かなり売れる。(講談  
社現代新書出版版)ため、  
一月二千部を通知した。人  
気の秘密は裁判官から述べ  
る。虎の巻にあるように  
だ。

28年もの獄中生活の末、再審で被告人男性に無罪判決が出た「松山事件」。裁判員制度で冤罪はなくなるのか—1984年7月、山台地蔵で

冤罪の介護〃仕事で重要な業務があり、事案に押しつけられるおそれがある父母の葬式、他の期日に行えない社会生活の重要性を職務〃を考慮する。このほか、「政治を定めるむを得ない理由」として、法務省は「十四日、▽紙職中・出版直後〃自己▽第〃者に身体・精神・経済上の重大な不利益が生じる」などの案をまとめた。焦り感で「人を救った」など、憲法の「思想・良心の自由」が認められるか

は明らかではない。会社員や自営業者が通常の仕事を理由に拒否するのは違法とされた。同法は、会  
社役員になる社員を解と千円以上の過料を定めるが、西野氏は「解雇は不利取り取り後〃〃を禁止してはいる。た  
〃西野氏は「禁止不利〃〃以上、問題ない。正  
法後いが行われないこと 当〃の認定が固く、実  
は別。〃仕事より裁判官が 際〃制裁すれば、制度に對  
重要と思つた人は、一 する国民の反感はますます  
密かにリストアップに 増える。 判しては、選任期日に裁  
りかねない」と語る。 西野氏は、裁判員制度を 続つて容赦される方  
一〃々の理由では解雇を 認める。公権力に従え 裁判長面接で、被告人と  
〃〃。現代の赤紙の発 検察官に対してそれぞれ 〃と批判したと、本で  
「赤紙」から逃れる方法 〃呼びかける。〃冤罪 〃を伝授。一部を紹介しよ  
う。裁判員候補者にな 露骨な偏見を示さず、弁護  
つた通知が来た場合、 人〃や検察官が不選任を求め 理由がある場合は裁判官 〃可能性が高い。新聞の非  
〃の選任は出たが来る前 〃無記事をチェックし、録  
〃を希望しない〃を裁判 〃無に關係なく、候補に参列  
所に送り返し伝える。 〃する。事件現場が身近な  
来場者ほどよくか。会 〃メッセージがつかれば、裁判  
員は場合ごとの裁量。長 〃になりしなごとう。  
任期日重要な業務出張 〃それでも、裁判員には  
命令を出してもう。合 〃れさせておもしろい。」「決し  
員でなければ、自治の 〃おかしな人が、」「と宣  
員と合わせ役所への届け 〃いつも教員だが、公判  
出、子どもの学校の相談 〃担当に酔っ払う場合、陪審  
など重要な任務を〃く 〃制の国でも行われており、

公判の進行を妨げるおそれから、ほぼ解任確定した。こんな虎の巻を出すことに、制度賛成論者には批判もある。だが、西野氏は「国民が、道徳意識的に参加して」と願っているのは当然。批判は罰人でも受け、反論的」と憲法に示さない。最終的に裁判員になる人は「一日当たり」人、気の強い人、「全裁量できる」と一検察官が語る。西野氏は「懲罰を委ねられる」。 同法は、施行三年後の見直し規定がある。西野氏は「現行制度でいかに裁判をこなすかを根本的に考えるべきで、代わりに、またのはやくない裁判員制度。国民から廃止を求められて三年も経たないかも」と皮肉う上で、「〃〃呼びかける。」「裁判員になつて人生が狂つても、裁判所は何もしてくれませぬ」。 **テラスXEMO** もしも、愚者が裁判員に選ばれたら。最初は「わー、二時間ドラマみたいな一日も悪くない」と喜んで出陣して、そこである。だが、事の重大さに気がつき、刑が痛んで目つきが、一言きたい子どもを喰ひたい。」「など言いつつ出陣にしがたない。そういつか法廷の被告席に、私は座りたくな。 (完)